

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年1月27日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100134号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者の標準賞与額に係る記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において請求対象事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかしながら、請求者の請求期間に係る賞与について、A社は、賞与支払台帳等の資料を破棄しているため、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合において、請求者の請求期間に係る賞与の記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100135号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年9月1日から同年12月1日まで
年金記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成12年12月1日となっているが、同年9月1日から継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

請求期間について、請求者は、平成12年9月1日にA社に入社したと主張しているところ、雇用保険の記録によると、請求者は、同日から平成15年7月15日までB社C営業所における被保険者であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者となる要件と厚生年金保険の被保険者となる要件は異なるところ、B社の人事部担当者及びB社C営業所の管理部担当者は、いずれも請求期間当時の資料は残っていない旨陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことを確認することができない上、B社は、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について不明である旨回答している。

また、A社が加入していたD健康保険組合において、請求期間に請求者の加入記録は確認できず、請求者の当該健康保険組合における資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と一致している。

さらに、請求者のA社における元同僚等については、請求者から照会の可否について回答を得られないことから照会できず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100795号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100037号

第1 結論

昭和51年9月の請求期間及び同年10月から昭和58年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年9月
② 昭和51年10月から昭和58年1月まで

請求期間①について、私が20歳になるので、母が、昭和51年*月*日にA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続を行い、その場で、同年9月分の保険料を納付した。

請求期間②については、A市役所から送付されてきた国民年金保険料の納付書を、C金融機関D支店(当時)に持参して、自分で保険料を納付した。

国(厚生労働省)の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、同記号番号前後の国民年金被保険者に係る記録及びA市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の記載内容から判断して、昭和58年2月頃に払い出されたものと推認でき、20歳に到達した昭和51年*月*日に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であることから、前述の記号番号の払出し時点(昭和58年2月頃)において、請求期間①及び請求期間②のうちの一部の期間(昭和51年10月分から昭和55年12月分)に係る国民年金保険料は、時効により納付することができず、請求期間②のうちその他の期間(昭和56年1月分から昭和58年1月分)に係る国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間②に係る国民年金保険料を過去に遡って納付した旨の主張はない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を現年度で納付するためには、国民年金の加入手続を行い、前述の記号番号とは、別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の母が請求期間①の国民年金保険料を納付していたこと、また、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間①及び②について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100356号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100038号

第1 結論

平成18年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年10月から同年12月まで

請求期間について、平成18年10月頃に、勤めていた会社を退職した後、年金の未納を防ぐために、A社会保険事務所(当時)において、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したが、領収証書等は受け取らずに帰宅した。

しかし、年金記録において、請求期間は国民年金保険料未納期間となっているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について、平成18年10月頃に、A社会保険事務所において、夫婦二人分の平成18年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料をまとめて、窓口で現金だけを手渡しで納付し、領収証書等は受け取っていない旨主張している。

しかしながら、国民年金法施行令第6条の13(保険料の納付方法)は、被保険者は、保険料を納付しようとするときは、社会保険庁長官(当時)が交付する納付書を添付しなければならない旨定めている上、日本年金機構B事務センターの担当者は、現金だけ渡されても処理をすることができないため、納付書のない状態で国民年金保険料を受け取ることはなく、納付書を発行し、国民年金保険料を受け取り後に領収証書を渡す旨陳述している。

また、請求者の配偶者に係る年金記録を見ると、請求期間について、請求者と同様に国民年金保険料未納期間と記録されている。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の国民年金保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる関連資料は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100327号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100108号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和63年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

昭和62年7月1日から昭和63年6月30日までA社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB社が発行した証明書、同社から提出された請求者に係る人事記録及び社保台帳並びに同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の昭和63年5月における標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和63年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100290号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月6日から平成11年5月1日まで

請求期間当時、私は、A社の代表取締役又は実質的な経営者として、月額300万円の報酬を受け、当該報酬から厚生年金保険料が控除されていた。

また、私は、請求期間において、A社で厚生年金保険に加入し、保険料を社会保険事務所(当時)に納付していた。

しかし、国(厚生労働省)の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者記録が消失しているので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の代表取締役又は実質的な経営者として、月額300万円の報酬を受け、当該報酬から控除された厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた旨主張しているところ、商業登記の記録によると、請求者は、昭和59年10月1日に同社の代表取締役に就任しており、請求期間のうち、同日以降の期間について、同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、請求期間のうち、昭和57年8月6日から昭和59年9月30日までの期間について、A社の代表取締役は、請求者とは別の者(以下「前任の代表取締役」という。)が就任しており、請求者は当該期間において、同社の取締役及び代表取締役ではない。

また、昭和59年10月1日以降にA社の代表取締役であった請求者は、賃金台帳、源泉徴収簿、取締役会議事録、決算書等の資料は全て廃棄した旨陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、報酬支払の有無及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、請求者は、A社の前任の代表取締役及び元従業員に対する照会は絶対に止めてほしい旨陳述しており、これらの者から、請求期間に係る同社の事業状況、請求者の同社における勤務実態等を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、A社は、昭和62年5月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間のうち同日よりも後の期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、日本年金機構が保管するA社の事業所別被保険者名簿を見ると、請求者は、昭和59年11月1日付けで事業主となる旨の届出がされているものの、同事業所における被保険者として請求者の氏名は記載されていない上、同事業所において払い出された健康保険証の整理番号(1番から21番まで)に欠番はなく、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落している事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社における厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与（報酬）から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101004号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100039号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年*月までの請求期間については、改めて、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月*日から昭和55年*月*日まで

私の国民年金加入手続きは実母がA市で手続きをしているが、実母は請求された保険料を無視するような人ではなく、請求期間の保険料も実母が納付したはずなので調べてほしい。

第3 判断の理由

本件訂正請求は、平成30年6月12日に日本年金機構B年金事務所(以下「B年金事務所」という。)で受付されたものであるが、同事務所長は、同年4月20日付け「『ねんきん定期便』にかかる年金加入記録の照会について(回答)」(以下「4月20日回答」という。)において、昭和54年*月から昭和55年*月分までの国民年金保険料について、納付及び免除の事実は確認できない旨の回答をしている。

しかしながら、B年金事務所長は、本件訂正請求後に、昭和54年*月から昭和55年*月分までの国民年金保険料は納付済であったことが判明したとして、請求者に関する国民年金原簿に、昭和54年*月から昭和55年*月分までの国民年金保険料は納付済とする旨を記録した上で、令和3年9月17日付けで、4月20日回答を取り消し、改めて、昭和54年*月から昭和55年*月分までの国民年金保険料は納付済であった旨の「『ねんきん定期便』にかかる年金加入記録の照会について(回答)」(以下「9月17日回答」という。)を請求者宛送付した。

このように、9月17日回答によって、日本年金機構のねんきん定期便に係る業務として、請求内容の要旨の権利利益の侵害状態が解消されたことから、改めて、本件訂正請求によって、請求者の国民年金の被保険者記録を訂正する理由はない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100721号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100110号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年7月1日から平成25年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年7月から平成25年6月までは28万円を34万円とする。

平成24年7月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年7月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成24年10月1日から平成25年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年10月から平成25年6月までは38万円とする。

平成24年10月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月1日から平成25年7月1日まで

A社において、平成24年7月分から標準報酬月額が変更(平成24年8月の給与から社会保険料の控除額が変更)となる旨の社会保険標準報酬月額(等級)変更通知書もらったが、ねんきんネットの記録を見ると、変更された標準報酬月額が反映されていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者及びA社から提出された給与支給明細書により、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成24年7月から平成25年6月までは34万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間について、請求者に係る平成 24 年 7 月改定の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付した旨回答しているが、B 健康保険組合の記録及びオンライン記録において、当該届出による月額変更の記録は確認できず、A 社は、当該届出及び保険料納付を確認できる資料を保管していない旨回答している上、同社の担当者は、資料が残っていないため不明である旨陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間について、前述の給与支給明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額から、平成 24 年 10 月から平成 25 年 6 月までは 38 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 24 年 10 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。